



竹原 亜生

決算剰余金処分は適法か

町 法違反であった。陳謝する

問 平成27年度決算の剰余金処分方法が、地方財政法第7条に違反しているのか。

企画財政課長 今後、法に適合するように剰余金の処分を行なう。一般会計については28年度末より改める。特別会計については一部対応方法を検討中だが、今年度中に結論を出す。

問 9月議会の決算審議において、「法違反だから決算を認定できない」という反対討論に対し、町長は反対討論の発言内容の訂正を求めた。町長は自分の発言についてどのように考えているのか。

町長 議員に発言撤回を求めたことに陳謝し、私の発言を撤回する。

問 剰余金の処分は町長が指示することになっている。剰余金処分の責任者である町長は、法の遵守についてどのように考えているのか。

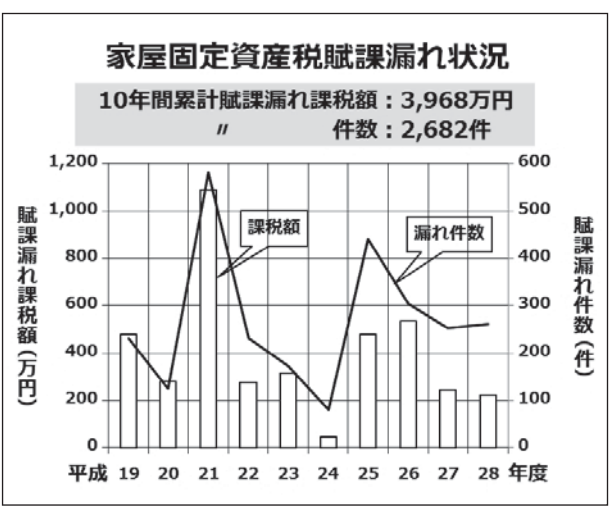
町長 最高責任者として法を遵守することは当然のこととで、しかるべき対応を取っていく。

自治六法

地方財政法 (剰余金) 第7条
決算で剰余金が出た場合、剰余金の1/2以上を貯金が借金返済に充てること

地方自治法 (町の仕事) 第2条
16項 法律に違反してはならない
17項 法律に違反した行為は無効

剰余金処分の法律



直近10年間の家屋固定資産税賦課漏れ

固定資産税賦課漏れ対応は

町 全棟調査を徹底的に行なう

問 直近10年間に於ける家屋の固定資産税の賦課漏れ状況は。

税務課長 件数が2,682件、課税額が3,968万円になる。

問 税務課職員が賦課漏れは是正に取り組んでいることは評価できるが、賦課漏れ問題は解決していない。抜本的な賦課漏れ対策は。

町長 ここ10年間、賦課漏

れが続いている。税の公平性について町民の信頼が得られるよう、全棟調査を徹底的に行う。

問 賦課漏れ案件について、過年度徴収をしたか。

税務課長 確認した翌年度から課税しており、過年度徴収をしていない。

問 5年分の遡及徴収が可能なのに課税していない。町の落ち度だ。町民全

体の利益、納税の公平性を考え、過年度徴収をすべきである。税徴収の最高責任者である町長の考えは。

町長 町の財政に大変な負担を強いており、責任を感じている。過年度徴収を今後行なうかについて検討する。